

「COVID-19 による JPTEC 資格の特例措置」に対する Q&A

JPTEC プレインストラクター編

JPTEC プレインストラクターとは、インストラクターコースを修了した JPTEC プロバイダー認定者に付与される登録ですので、「JPTEC プロバイダーに関する Q&A」を必ずご確認ください。

Q1. 「2020 年 2 月 29 日にプレインストラクター登録、プロバイダー資格がともに有効であった者」及び「2020 年 3 月 1 日以降に新たに JPTEC プレインストラクターの登録を受けた者及び新たに JPTEC プロバイダーの資格を取得した者」とのことですが、自らの資格の有効性について確認の方法を教えてください。

A1. プロバイダー認定証の裏面に発行年月日が記載されています。プロバイダー資格は認定日から 3 年後の月末まで有効です。プレインストラクター登録は、最後に JPTEC コースで指導した日から 1 年後の月末です。指導したコースを忘れた場合は、指定地域組織の事務局へお問い合わせください。

Q2. 2020 年 2 月 29 日にプレインストラクター登録（2020 年 3 月 1 日以降に新たにプレインストラクター登録を受けた者を含む。）、プロバイダー資格はともに有効でした。現在プロバイダー資格は有効ですが、プレインストラクター登録が無効となっています。今後は、いつまでに、何をすれば、プレインストラクター登録時点の資格に戻れるのでしょうか？

A2. 所属する指定地域組織の代表が定める「コースが適正に開催できると判断した日（以下、x-day）」から 6 ヶ月後までの間は、プレインストラクター登録及びプロバイダー資格の有効性が特例措置によって保証されます。ただし、「x-day」から 6 ヶ月以降は、プレインストラクター登録とプロバイダー資格の双方が有効でなければなりませんので、それぞれの有効期限に注意を払ってください。

Q3. 2020 年 2 月 29 日にプレインストラクター登録（2020 年 3 月 1 日以降に新たにプレインストラクター登録を受けた者を含む。）、プロバイダー資格はともに有効でした。現在プレインストラクター登録は有効ですが、プロバイダー資格が無効となっています。今後は、いつまでに、何をすれば、プレインストラクター登録時点の資格に戻れるのでしょうか？

A3. 「x-day」から 6 ヶ月後までの間は、プレインストラクター登録及びプロバイダー資格の有効性が特例措置によって保証されます。ただし、「x-day」から 6 ヶ月以降は、プレインストラクター登録とプロバイダー資格の双方が有効でなければなりませんので、それぞれの有効期限にも注意を払ってください。

Q4. 2020年2月29日にプレインストラクター登録（2020年3月1日以降に新たにプレインストラクター登録を受けた者を含む。）、プロバイダー資格はともに有効でした。現在プレインストラクター登録、プロバイダー資格がともに無効となっています。今後は、いつまでに、何をすれば、プレインストラクター登録時点の資格に戻れるのでしょうか？

A4. 「x-day」から6ヶ月後までの間は、プレインストラクター登録及びプロバイダー資格の有効性が特例措置によって保証されます。ただし、「x-day」から6ヶ月以降は、プレインストラクター登録とプロバイダー資格の双方が有効でなければなりませんので、「x-day」から6ヶ月後までの間に、プロバイダー更新コースを受講するとともに、JPTEC コースで指導を担当することが必要です。なお、プロバイダー更新コースの受講とJPTEC コースでの指導の順序は問いません。

Q5. 今回の特例の要件を満たしているプレインストラクター登録者が、プロバイダー資格を失っている場合、更新コースを受講する前であってもコースでの指導が可能であるということは、「資格無し」での指導を認めるということでしょうか？

A5. 「x-day」から6ヶ月後までの間は、プレインストラクター登録及びプロバイダー資格の有効性が特例措置によって保証されるため、コースで指導することに支障はありません。

(2023年11月 事務局長会作成)